

Digital Innovation City協議会 設置要綱

令和3年3月30日

(名称)

第1条 本会は、Digital Innovation City協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、臨海副都心に関わる団体等が連携し、臨海副都心における「デジタルテクノロジーの実装」及び「スタートアップの集積」を推進するDigital Innovation City（以下「D I C」という。）の実現に向けて協議することを目的とし、設立する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) D I Cの方向性
- (2) イベント及び実証実験の実施
- (3) 臨海副都心における5 G基地局などの基盤整備推進
- (4) 協議会及びD I Cに係る広報
- (5) その他、D I C推進に係る取組に関する事

(組織)

第4条 協議会は、別紙の協議会構成員をもって組織する。

(協議会)

第5条 協議会は、協議会運営事務局が招集する。

2 協議会は、協議会運営事務局が必要があると認めるときは、協議会構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 協議会は原則非公開とする。ただし、協議会の資料及び議事概要は、原則として公開する。

(プロジェクトチーム等)

第6条 協議会運営事務局は、D I Cの実現に係る諸課題を個別具体的に検討する必要がある場合は、協議会の下にプロジェクトチーム等（以下「P T等」という。）を設置することができる。

(連絡会)

第7条 協議会運営事務局は、協議会やP T等の内容を共有することを目的とした連絡会を設置することができる。

(協議会運営事務局)

第8条 協議会の庶務は、東京都港湾局臨海開発部開発企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会運営事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

この要綱は、令和3年4月7日から施行する。